

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年10月17日

千葉市監査委員	宍倉 輝雄
同	宮原 清貴
同	石井 茂隆
同	青山 雅紀

7千総総第555号

令和7年10月6日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年度監査報告第7号、9号及び11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 資金前渡を適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 161 条第 1 項によると、普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡すことができるとされている。</p> <p>しかしながら、滞納者との取引に関する情報等を金融機関から入手するための経費について確認したところ、後日請求書を受領し、振込依頼書で支払うものについても資金前渡で支出していた。</p> <p>これは、金融機関で現金支払をするために前渡された資金を、請求書による支払でも使用していたことが原因と考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>資金前渡は、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費についての支出の特例であることから、その適用に当たっては、法令等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>滯納者との取引に関する情報等を金融機関から入手するための経費については、令和 7 年 4 月 28 日付で、納税管理課長が強制徴収債権の滞納を取り扱う各所属長に対して、後日請求書により支出する経費は、金融機関の窓口で支出するために資金前渡により支払う経費と区別し支払うよう通知を行った。以降、滞納者との取引に関する情報等を金融機関から入手するための経費については、通知文に基づき適正な支出を行っている。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 競争入札における予定価格を封書にすべきもの（消防局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 12 条第 1 項によると、契約事務担当職員は、あらかじめ予定価格を公表した場合を除き、競争入札に付する事項の予定価格について、封書にして開札の場所に置かなければならぬとされている。</p>	<p>競争入札における予定価格の封書については、令和 7 年 4 月 2 日付で、消防局長から各所属長に対して、財務事務の適正な執行に係る通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>

<p>しかしながら、郵便等による非参集型の入札手続を確認したところ、競争入札であるにもかかわらず、予定価格が封書にされていないものが見受けられた。</p> <p>これは、郵便等による非参集型の場合、競争入札であっても封書は不要と誤認したことによるものと考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>競争入札においては、秘密を厳守し、公正な入札執行を確保する必要があることから、規則に基づき、予定価格を封書にされたい。</p>	
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>イ 物品の売払いを適正に行うべきもの (消防局)</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市物品会計規則（昭和52年千葉市規則第49号）第43条第1項によると、売払いを目的としない公用に供される物品については、不用の決定をしたものでなければ売り払うことができないとされている。</p> <p>しかしながら、物品の売払手続を確認したところ、不用の決定を行わずに物品を売り払っているものが見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>公用に供されている物品の売払いについては、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>物品の売払いについては、令和7年4月2日付で、消防局長から各所属長に対して、財務事務の適正な執行に係る通知を行い、所属職員に対し周知徹底した。</p>